

訴 状

平成25年10月21日

東京地方裁判所立川支部 御 中

原告兩名訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

〒209-9999 東京都見滝原市見滝原5丁目23番地12

原 告 美 樹 倫 太 郎

〒209-9999 東京都見滝原市見滝原5丁目23番地12

原 告 美 樹 蓮 子

〒104-0061

東京都中央区銀座原宿六本木バギー・トップにヒップボーンビル1階

さくらんぼ法律事務所（送達場所）

原告兩名訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

電 話 03-§§§§-9819

FAX 03-§§§§-9740

〒209-9999 東京都見滝原市見滝原2丁目6番地17

被 告 キュウベえ こと

インキュベーター

〒000-0000 大宇宙

被 告 地球外生命体

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金4億4731万4912円

ちょう用印紙額 金136万4000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告美樹倫太郎に対し、連帯して、金2億2365万7456円及びこれに対する本訴状送達の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告美樹蓮子に対し、連帯して、金2億2365万7456円及びこれに対する本訴状送達の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告両名は、夫婦である。
- 2 原告両名の実娘である訴外美樹さやか(以下、「訴外さやか」という)は、平成23年、被告地球外生命体との間で、大要以下のような内容の契約(以下、「本件魔法少女契約」という。またこの契約一般を「魔法少女契約」と呼称する)を締結した。
 - (1) 契約者たる少女は、魔法少女契約により、魔女と戦い、これを討伐する義務を負う。
 - (2) 上記義務を果たすことの対価として、契約魔法少女は、契約の他方当事者である被告地球外生命体から自身の願い事を一つだけかなえてもらえる権利を得る。
 - (3) 魔法少女契約により、契約魔法少女には魔女と戦うための以下のような身体的変化が生ずる。

ア 契約魔法少女の魂は自身の肉体から切り離され、ソウルジェムと呼ばれる宝石様のオブジェクトとして現出する。

イ 魂がソウルジェムとして肉体から切り離されることで、肉体の治癒力やダメージに対する耐性が上がり、平凡な少女であっても魔女と渡り合うことが可能になる。

ウ 契約魔法少女はソウルジェムを利用して自らの霊力をエネルギーに変換し、様々な魔法を用いることが可能になる。

エ ソウルジェムを利用して魔法を用いると、ソウルジェム内部の透明な液体が徐々に濁っていく。この濁りを「穢れ」と呼び、魔女を倒した時に得られるグリーンシードを用いると、この穢れを一定量浄化することができる。

オ 穢れが限界量を超えると、ソウルジェムはグリーンシード化し、契約魔法少女は魔女となる。そのため、契約魔法少女は契約により魔女を倒し続けなければならない状況に陥る。

とはいえ、魔女との戦闘で被る穢れの量と、その魔女を倒して得たグリーンシードによって浄化できる穢れの量を比較すると、前者の方が全体的に大きいため、魔女化は基本的に不可避である。

カ ソウルジェムは契約魔法少女の魂そのものであるため、肉体との物理的な距離が離れすぎると、肉体が活動を停止することになる。また魔女等によりソウルジェムが砕かれた場合も、肉体は活動を停止する。

3 本件魔法少女契約の交渉・締結過程

- (1) なお本件魔法少女契約の締結に際し被告地球外生命体の代理人となっていたのが被告インキュベーター（以下、「被告QB」という）であり、契約内容の交渉や締結の段取りは専ら被告QBを窓口として行われていた。

(2) 本件魔法少女契約の内容は上記の通りであるが、被告Q Bによる説明は下記の通り極めて不十分なものであった。

ア 訴外さやかは、幼馴染であり中学校の同級生でもあった訴外上条恭介（以下、「訴外上条」という）に恋慕の情を抱いていた。

訴外上条は、その卓越した技術により将来を嘱望されるヴァイオリニストであったが、事故により手指を動かせなくなっており、現代医学では治癒の見込みはなかった。

原告は上記から自暴自棄に陥っていた訴外上条を常に心配し、頻繁に見舞いにも通っていた。

イ 平成23年1月頃から、被告Q Bは東京都見滝原市近郊で重点的に魔法少女契約の勧誘活動を行っており、訴外さやかの通っていた中学校の女子生徒の前にもよく姿を見せていた。訴外さやかも友人の訴外鹿目まどか（以下、「訴外まどか」という）などとともに、被告Q Bから直接魔法少女契約の勧誘を受けていた。

ウ 訴外さやかは、被告Q Bの「契約魔法少女になれば、どんな願いでも一つだけ叶えることができる」との言辞を信じ、「訴外上条の手指を元通りに回復させる」ということを自身の願い事として、平成23年1月末から2月初頭頃（正確な時期は不明である）、被告地球外生命体の代理人である被告Q Bを通じて、被告地球外生命体と本件魔法少女契約を締結するに至った。

エ しかし契約前に被告Q Bが魔法少女契約の内容として説明していたのは、上記第2項（1）（2）及び（3）ウエの内容のみであった。

訴外さやかには、ソウルジェムは単に契約魔法少女が魔法を用いる際に必要になるアイテムだという程度の認識しかなく、魔法少女の魂そのものであるとの説明は一切受けていなかった。また

契約魔法少女の討伐の対象である魔女は、契約魔法少女の成れの果てそのものであるという点、魔女と戦う限り魔女化が不可避である点についても被告Q Bから一切説明はなかった。

オ 上記の点については、後に訴外さやかや訴外まどかが被告Q Bを詰問した際にも、同人が「聞かれなかったから答えなかった」という趣旨のことを述べ、説明のなかったことを自認している。

カ なお被告らが魔法少女契約を勧誘・締結する動機としては、契約魔法少女が魔女化する際に生じる膨大なエネルギーを利用して、全宇宙におけるエントロピーの増大に一定の歯止めをかけるという目的があったようである。

キ また本件魔法少女契約の締結により、実際に訴外上条の手指は回復し、元通りに動かせるようになった。

4 訴外さやかの死亡

(1) 本件魔法少女契約を被告Q Bの詐言によって締結してしまった訴外さやかは、魂がソウルジェムに転化されて自身が人ならざる存在になってしまったこと、やがて魔女化が避けられぬ運命にあることを知って、激しく動揺し、人外と化してしまった自分は訴外上条のパートナーとしてはふさわしくないと考えるようになって、深い絶望に陥った。

(2) 結果的に訴外さやかは、ソウルジェムに穢れが貯まっていくのも厭わずに自暴自棄的に魔女との戦いを続け、平成23年3月初頭頃、魔女化するに至り、自然人としては死亡した。なお魔女化した訴外さやかは、同日頃に別の契約魔法少女である訴外佐倉杏子に討伐された。

5 被告Q Bの不法行為

(1) そもそも本件魔法少女契約は、契約当時未成年者であった訴外さやかが、法定代理人である原告両名の同意を得ずに締結したものであるため、原告両名による取消が可能である（民法5条1項・2項）。

本件魔法少女契約は、未成年者であった訴外さやかの判断力の未熟さやまたその恋心に乗じた被告Q Bに巧みに締結させられたものであり、準詐欺罪（刑法第248条）の様相も呈するものであって、悪質である。

(2) また魔法少女契約は、契約魔法少女の魂を肉体から切り離してソウルジェムへと現出させるとともに、やがて不可避免的に魔女化することを内容とするものであって、契約魔法少女を人ならざる存在へと変貌させるものである。これは、契約魔法少女を（人として）死亡させる契約に等しく、公序良俗違反で無効である（民法90条）。

(3) 更に被告Q Bは契約時に上記（2）の内容を全く秘匿して本件魔法少女契約を締結させるに至ったものであり、不作為による詐欺（民法96条1項）のある契約として取消が可能である。

(4) よしんば本件魔法少女契約について上記の通り民法典からの無効あるいは取消が認められなかったとしても、消費者契約法上取消が可能であるというべきである。

ア 訴外さやかは、事業としてあるいは事業のために本件魔法少女契約を締結したものではないため、同法2条1項にいう「消費者」であることは疑いがない。

イ 被告地球外生命体は、被告Q Bのようなインキュベーターを複数用いて大々的に魔法少女契約の勧誘・締結活動を行っていたものであるため、契約の他方当事者である少女達と比較すればその情動的優位や契約締結上の優位は圧倒的である。

これらの点で優位である「事業者」の不当な勧誘や契約から「消費者」を保護するのが消費者契約法の趣旨であることに鑑みれば、被告地球外生命体は同法2条2項にいう「事業者」に当たるといふべきである。

ウ 被告Q Bは、本件魔法少女契約の取引条件のひとつである契約魔法少女の身体的変化について一切説明を加えていなかったものである。通常本件魔法少女契約について締結すれば自身の魔女化が不可避であるということが分かれば、契約を思いとどまると考えられるため、この条件は「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」に当たり、消費者契約法4条4項にいう「重要事項」となる。

エ 被告Q Bは上記の重要事項について故意に説明を加えていなかったものであり、訴外さやかはそのために上記の身体的変化が自身に生じないものと誤認して本件魔法少女契約を締結するに至った。

オ そのため、消費者契約法4条2項により、本件魔法少女契約は取消が可能である。

(4) 本件魔法少女契約は、上記の通り契約法上も様々な問題があり、被告Q Bは本件魔法少女契約により訴外さやかがやがて魔女化し、死亡することを認識しながら、敢えてこの事実を秘して本件魔法少女契約の勧誘・締結を行ったものであり、故意による不法行為が成立するというべきである。

6 被告地球外生命体の使用者責任

前述の通り被告地球外生命体は被告Q Bを自らの代理人として本件魔法少女契約の締結・勧誘活動を行わせていたものであるため、被用者たる被告Q Bが魔法少女契約の勧誘・締結という被告地球外生命体の事業の執行に際して訴外さやかに損害を与えたものとして、民法715条1項に基づき使用者責任を負う。

7 損害

(1) 前述の通り訴外さやかは本件魔法少女契約の締結により魔女化し、

満14歳にして死亡するに至ったものである。

(2) 訴外さやかの死亡慰謝料

再三述べている通り、年端もいかない少女の知慮浅薄や思春期特有の葛藤に乘じ、巧みに虚言を弄して本件魔法少女契約の締結に至らしめる被告QBの手口は極めて悪質であり、自らの恋心を弄ばれ、前途に満ちていた未来をわずか14歳にして突如閉ざされた訴外さやかの精神的苦痛は、筆舌に尽くしがたいものがある。その死亡慰謝料は、3000万円を下らない。

(3) 遺族固有の慰謝料

また上記のような悪質な手口で若き娘の命を奪われた原告両名の精神的苦痛も言葉では言い表せず、その慰謝料は各200万円を下らない。

(4) 死亡逸失利益

以下の計算式で求められる。女性の学歴計の平均賃金に、対応するライフニッツ係数と、1から女性の生活費控除率(0.3)を引いた数を乗じるものである。

$$\begin{aligned} & 3547万2000円 \times (1 - 0.3) \times 14.9474 \\ & = 3億7114万9920円 \end{aligned}$$

(5) 葬儀費用

相当額として150万円を請求する。

(6) 弁護士費用

上記(1)乃至(5)の合計額、4億0664万9920円の1割として、4066万4992円となる。

(7) 総計

4億4731万4912円である。

8 原告兩名による相続

訴外さやかには死亡当時配偶者も子もいなかったため、両親である原告兩名が上記の損害賠償請求権を2分の1ずつ相続した。

9 結語

よって、原告兩名は、いずれも、被告らに対し、連帯して、金2億2365万7456円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うことを求めるものである。

証 拠 方 法

- | | | |
|---|------------|---------|
| 1 | 甲第1号証の1乃至6 | DVD記録映像 |
|---|------------|---------|

添 付 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 2通 |
| 2 | 甲号証写 | 各3通 |
| 3 | 証拠説明書 | 3通 |
| 4 | 委任状 | 1通 |

以 上